

今治市地域公共交通活性化協議会規約の 一部改正について

道路運送法が改正され、乗合旅客運賃の協議については、地域公共交通活性化協議会で協議決定するものでなく、当該運送に係る事業者と市町村等で構成される運賃協議会にて協議することとなったため、協議会規約を一部改正します。あわせて地域公共交通計画を旧名称から変更します。